

『五訂版 会社の解散・清算の法人税務』新旧対照表

改 訂 後	改 訂 前
<p>第2章 五 各事業年度の所得に対する法人税の主な課税標準等 11 不正計算に係る費用の損金不算入</p> <p>【P141 新規追加・訂正】</p> <p>⑨ <u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による課徴金及び延滞金（令和3年8月1日から適用されます。令和3年改正法附則1九ロ）。</u></p> <p>⑩ 内国法人が供与する賄賂（刑法198）又は・・・。</p>	<p>第2章 五 各事業年度の所得に対する法人税の主な課税標準等 11 不正計算に係る費用の損金不算入</p> <p>(新規)</p> <p>⑨ 内国法人が供与する賄賂（刑法198）又は・・・。</p>